

地域金融円滑化のための基本方針

平成 23 年 9 月 28 日	一部改正
平成 25 年 6 月 1 日	一部改正
平成 27 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 1 月 27 日	一部改正
平成 29 年 7 月 27 日	一部改正
令和 4 年 3 月 29 日	一部改正

いちい信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

記

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、コンサルティング機能の発揮を通じて、お客様が経営改善、事業再生等に意欲を持って主体的に取り組まれるよう、最大限支援します。

2. 内部体制の強化

(1) 「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」「金融円滑化マニュアル」の策定

今回、新たに金融円滑化に関する方針、規程、マニュアルを策定することにより、全役職員に対し、法令の主旨に沿った適切な行動を引続き行うよう徹底いたします。

(2) 金融円滑化管理責任者、金融円滑化委員会の設置

- ・融資部担当役員（代表役員）を金融円滑化管理責任者に任命し、金融円滑化管理体制の整備に関する指導・監督を行います。
- ・金融円滑化担当部門の各部長を構成員とした金融円滑化委員会を設置し、金融円滑化に関して、組織横断的な推進や対応措置の検討を行います。

(3) 金融円滑化責任者、金融円滑化担当者の配置

当金庫の融資部および全営業部に「金融円滑化責任者」、「金融円滑化担当者」を配置し、相談窓口の適切な運営を行います。

3. ご相談窓口体制の強化

(1) 金融円滑化相談窓口の設置

全営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置いたします。

(2) 日曜相談窓口の設置

いちい信用金庫相談センター内に「金融円滑化相談窓口」を設置いたします。

(3) お客様相談窓口の設置

リスク統括部内に金融円滑化に関する「お客様相談窓口」を設置いたします。

4. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

以上